# 平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(労働・子育てWG関係)

① $III - 3 - 2$	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
② Ⅲ-7-1	個別労働紛争の解決の促進を図ること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P14
③ <b>Ⅳ</b> − 5 − 1	求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職
	を支援すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P16
$\bigcirc 4$ $\lor 1 - 5 - 1$	ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること・・・・・・・・・・・・・・・P18

\*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

## (厚生労働省27(Ⅲ-3-2))

施策目標名	被災労働者	皆等の社会(	复帰促進・援	護等を図ること(施策目	標皿-3-2	2)				担当 部局名	労働基準局監督課 労災管理課 職業能力開発局	作成責任者名	監督課長 秋山 伸一 労災管理課長 木塚欽也 能力開発課長 藤枝 茂	
施策の概要	帰促進等事 ② 被被 ③ の 診 の 諸 の 者 を 事業に	F業として、 送労働者のP 送労働者及び 動者の安全及 業を行うもの いて、PDC	円滑な社会後 パその遺族の なび衛生を確 の。 CAサイクルに	被災労働者の社会復帰 理帰を促進するための教 援護を図るための労災 保するための過重労働 こよる目標管理を行い、 集の必要性についての経	態肢・車いす等	の支給、 費の支給、 ルス対策、 mに基づきう	予算を毎年料	青査するとと		政策体系上の位置づけ	基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 政策大目標3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること			
		区分		23年度 24年度	1 100	26年度			度要求額		施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要·記載箇所)	
	予算の状		予算(a)	168,113,888 168,055,47	8 162,149,236	159,424,040				施策に関係する内				
施策の予算額・執行額	況		予算(b) 記事©	17,046,636 ( -57,053 184,089	32.861	0	+ =			閣の重要施策(施				
旭泉のア昇領・秋川領	(千円)		⊈ <del>८क</del> ्ड d=a+b+c)	185.103.471 168.239.56						政方針演説等のう	-	_	-	
	载	大行額(千円		168,512,956 146,226,74		-				ち主なもの)				
	幇	1行率(%、e.	/d)	91.0% 86.9	% 84.79	<u> </u>								
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)														
測定指標	某准值	:	目標値	·		年	度ごとの実	横値	1		測定指揮の選定理中	アパ日煙値(水准・	目標年度)の設定の根拠	
(定量的)	1	基準年度		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		MY II WAY WAY I		M M T 127 Y BAR Y MAIN	
労災保険の社会復帰促進等事業 1 のうち成果目標を達成した事業の	_	_	前年度以	毎年度	74.4%以 上	84.7%以 上	85.9%以 上	前年度以 上	前年度以 上	率性を確保するためし		と精査を継続的に実施	い、その事業評価に基づき予算を毎年度精査し、合目的性と効 しており、各事業において成果目標を達成することが被災労働	
割合(目標達成事業/全事業)	_		上	毋十及	84.7%	85.9%	_	_	_	※社会復帰促進等事		責評価については、毎年	F度社会復帰促進等事業に関する検討会において検証し、労	
測定指標		目標				施策の	の進捗状況	記(目標)			御完投煙の海守理由	カバ日海値(水準・	目標年度)の設定の根拠	
(定性的)				目標年度		施策の	の進捗状況	記(実績)			一	一一一	H DK-T-GC, V-DX-AC-V-7 IX IX	
(	参考)測定	≧指標			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度					

達成手段	補正後予算	「額(執行額)	27年度	関連する		
(開始年度)	25年度	26年度	当初 予算額	指標番号	達成手段の概要等	平成27年行政事業レビュー事業番号
(1) 障害者能力開発校整備等 (昭和22年度)	108百万円 (99百万 円)	550百万円	585百万円		国立障害者職業能力開発校の校舎や機器の老朽化、障害の重度化・多様化に対応した訓練科目の整備に伴い、効率的・効果的な職業訓練を実施するために必要な改修工事や機器整備を行う。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	
独立行政法人労働者健康福祉機 (2) 構運営費交付金に必要な経費 (平成16年度)	7,144 百万円 (7,144百万 円)	7,111百万 円	7,186百万 円	1	アスペスト関連疾患等といった労災疾病等13分野について、各労災病院における臨床データ等を活用した研究を行い、疾病等の予防法、治療法等の開発・普及を行うほか、せき損等の重度の障害者に対する高度・専門的な治療・リハビリ等の提供、企業の産業医等に対する産業保健に関する研修等を行っている。本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業の実施状況を独立行政法人評価を通じたPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。なお、事業仕分け等の結果を踏まえ、産業保健推進センターについては、管理部門の効率化等により、計画的にセンター数を1/3以下にする他、労災リハビリテーション作業所については、入居者の退所先を確保しつつ順次廃止する。	
(3) 特別支給金 (3) (昭和49年度)	117,136 百万円 (101,712 百万円)	115,292百 万円	114,420百 万円	_	特別支給金は、災害補償たる保険給付への上積み補償として、被災労働者等に対して以下のとおりの支給を行っており、被災労働者等の社会復帰促進・援護等の推進に資する。  ○体業特別支給金:	
(4) 未払賃金立替払事務実施費 (昭和51年度)	18,986百 万円 (18,934百 万円)	17,090百 万円	13,666百 万円		未払賃金立替払事業は、企業が倒産したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払するものであり、具体的には、未払賃金額その他の事項について、法律上の倒産手続きの場合には破産管財人等から証明を受けた労働者、事実上の倒産の場合には労働基準監督署長から確認を受けた労働者の請求に基づき、独立行政法人労働者健康福祉機構(以下)労福機構」という。)が立替払を行う。なお、労福機構は、労働者が事業主に対して有する賃金請求権を、労働者の同意を得て代位取得し、当該請求権を事業主に行使することにより、立替払賃金について求償を行っている。本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	
労災診療被災労働者援護事業補 (5) 助事業費 (平成元年度)	2,901 百万円 (2,901百 万円)	2,892百万 円	2,846百万 円		労災指定医療機関において被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、(財)労災保険情報センターが行っている労災指定医療機関への無利子貸付事業に対して補助を行う。本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	
(6) 外科後処置費 (昭和23年度)	67 百万円 (40百万 円)	66百万円	68百万円	1	労働者災害補償保険法による障害(補償)給付の支給決定を受けた者であって、外科後処置により障害(補償)給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行う。 また、外科後処置のため通院に要する費用を支給する。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	
(7) 義肢等補装具支給経費 (昭和25年度)	2,527 百万円 (2,434百 万円)	2,557百万 円	2,658百万 円	1	義肢等補装具支給対象者が、義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を被災労働者又は委任された義肢等補 装具業者に対し支給する。 また、義肢等補装具の採型等に要する旅費を支給する。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	
(8) 特定疾病アフターケア実施費 (昭和43年度)	3,487 百万円 (3,467百 万円)	3585百万 円	2,682百万 円	1	症状固定後においても後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関 において診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行う。 また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	

<u> </u>						
(9) 社会復帰特別対策援護経費 (平成17年度)	472 百万円 (382百万 円)	476百万円	437百万円	1	振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等した当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給する。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	
CO中毒患者に係る特別対策事業 (10) 経費 (平成18年度)	442 百万円 (442百万 円)	430百万円	449百万円	1	CO中毒患者の特殊な障害の状態に応じた適切な医療等を提供するため、次の業務を委託している。 ・医療・看護体制等の整備 ・レクリエーションの実施 ・リハビリテーションの実施 ・メンロリテーションの実施 ・送迎の実施 ・送迎の実施 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	
炭鉱災害による一酸化炭素中毒症 に関する特別措置法に基づく介護 料支給費 (昭和43年度)	10 百万円 (8百万円)	9百万円	10百万円	1	一酸化炭素中毒症により療養補償給付を受けている者であって、常時介護を必要とする者に、以下の介護料を支給する。 ①常時監視及び介助を要する者(最高限度額104,290円、最低保障額56,600円) ②常時監視を要し、随時介助を要する者(最高限度額78,220円、最低保障額42,450円) ③常時監視を要し、随時介助を要しない者(最高限度額52,150円、最低保障額28,300円) (※いずれも平成25年度の月額) 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	
(12) 労災就労保育援護経費 (昭和54年度)	75 百万円 (71百万 円)	72百万円	75百万円	1	業務災害又は通勤災害によって死亡した被災労働者の遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた被災労働者で、その子供等に係る学費等の支弁が困難であると認められる者に、以下の労災就労保育援護費を支給する。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。 ・保育を要する児童・・・12,000円(一人月額)	
"	2,945 百万円 (2,811百 万円)	2,910百万 円	2,942百万円	1	業務災害又は通動災害によって亡くなられた方のご遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた方で、その子供等に係る学費等の支弁が困難であると認められる方に、以下の労災就学援護費を支給する。 ①小学生・・・12,000円(一人月額) ②高校生等・・・18,000円(一人月額) ④大学生等・・・18,000円(一人月額) ④大学生等・・・39,000円(通信制大学に在学する者にあっては、30,000円)(一人月額) 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	
(14) 労災保険相談員等設置費 (昭和44年度)	561 百万円 (470百万 円)	564百万円	566百万円	1	労働基準監督署に労災保険相談員を配置し、労災保険への加入、給付の請求、各種届出等及び被災労働者の社会復帰についての相談、指導に関する業務を行う。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	
(15) 労災ケアサポート事業経費 (15) (昭和52年度)	536 百万円 (523百万 円)	522百万円	462百万円	1	全国の労災年金受給者及びその家族に対して、次の業務を実施する。 ① 介護、看護、健康管理等に関する看護師による訪問支援 ② 健康管理に関する医師による医学専門的指導・相談 ③ 在宅で介護を要する労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた介護を行う労災ホームヘルパーによる専門的介護の提供及び養成本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	
労災特別介護施設設置費 (平成元年度)	84 百万円 (3百万円)	165百万円	178百万円	1	国が全国8か所に設置した労災特別介護施設の経年劣化に対応するため、当該施設・設備の特別修繕を実施する。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	
(17) 労災特別介護援護経費 (平成元年度)	1,927 百万円 (1,921百 万円)	1,931百万 円	1,902百万 円	1	国が全国8か所に設置した労災特別介護施設(ケアプラザ)において、在宅での介護を受けることが困難な高齢重度被災労働者(傷病・障害の等級が第1級〜第3級 に該当する労災年金受給者で、原則60歳以上の者)に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供するとともに、当該施設を利用して短 期滞在介護サービス等を提供する。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状 況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	
(18) 休業補償特別援護経費 (昭和57年度)	2 百万円 (2百万円)	2百万円	2百万円	1	体業(補償)給付は労働者が業務上の事由による負傷又は疾病による療養のため、労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給される。第3 日目までの3日間については使用者は労働基準法第76条に定める体業補償を行わなければならないが、この体業待期3日間の休業補償をやむをえない事由で受ける ことができない遅発性疾病にり患した被災者に対し、休業補償3日分に相当する額を支給する。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状 況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	
(19) 長期家族介護者に対する援護経費 (平成7年度)	29 百万円 (26百万 円)	31百万円	29百万円	1	要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換援護金(一時金100万円)を支給する。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	

200 労災援護金等経費 (平成16年度)	12 百万円 (11百万 円)	13百万円	12百万円	1	支給対象者に対し、療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用を支給する。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状 況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	
石綿関連疾患診断技術研修事業 <sup>(21)</sup> (平成18年度)	22 百万円 (19百万 円)	21百万円	21百万円	1	石綿関連疾患の診断及び石綿ばく露に関する所見については、その判断が困難な場合が多く、これらの診断に当たっては、医学的な知識・経験に加え、石綿ばく露 等についても知識が必要であることから、医療従事者に対し、石綿関連疾患に係る診断技術の向上及び労災補償制度の周知を図るため、以下の内容について研修 ブログラムを作成し、研修を実施する。 ・石綿に関する一般的知識、職域におけるばく露について ・石綿関連疾患の病態、診断及び臨床について ・石綿関連疾患の病態、診断及び臨床について ・石綿外体計測実習について ・労災補償制度について 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	
石綿確定診斯等事業 (平成21年度)	16 百万円 (11百万 円)	16百万円	16百万円	1	受託者は、労働基準監督署からの依頼等に基づき、複数の医学専門家で構成される「石綿確定診断委員会」において以下の事項を実施する。 - 石綿関連疾患についての確定診断 - 石綿関連疾患の認定に必要な医学的所見の有無の確認等 - 石綿州体及び石綿維維計測 - 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	
独立行政法人労働者健康福祉機 (23) 構施設整備に必要な経費 (平成16年度)	2,661 百万円 (2,653百 万円)	2,640百万 円	2,670百万 円	1	独立行政法人労働者健康福祉機構に対して、施設整備及び機器整備等の補助を行う。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	

#### 労災保険の社会復帰促進等事業の成果目標及び実績

#### ※施策目標Ⅲ-3-2に該当する事業

<b>市</b> ₩ Д	口振の廷型		24年度			25年度		26年度		
事業名	目標の種別	成果目標	実績	達成	成果目標	実績	達成	成果目標	実績	達成
障害者職業能力開発校施設	アウトカム指標	障害者職業能力開発校の修了者の就職率を 60%以上とする。	68.70%	0	障害者職業能力開発校での就職率を61% 以上とする。	67.7% (受講者数:1,245人、就職者数:843人)	0	障害者職業能力開発校での就職率を65%以上とする。		
整備費	アウトプット指標	障害者職業能力開発校での充足率を80%以上 とする	78.80%	×	障害者職業能力開発校での充足率を80% 以上とする。	75.3% (当該年度定員:1,630人、入校者数:1,228人)	×	障害者職業能力開発校での充足率を80%以 上とする。		
独立行政法人労働者健康福 祉機構運営費 (労災病院の運営)	アウトカム指標	① 利用者である労災指定医療機関等に対する ニーズ調査・満足度調査を実施し、利用者から 診療や産業医活動をする上で有用であった(役 に立った)旨の評価の9%以上得る。 ② 良質で安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足の いく医療が受けられている旨の評価を全病院平 均で80%以上得る。 ③ 地域医療進度室で労災指定医療機関等との 連携機能を強化することにより、患者紹介率を 60%以上、逆紹介率を40%以上循模する。 ④ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の 利用案内に関する情報をホームページ、診療案 内等により積極的に広報し、延べ3万件以上の 受託検査を実施する。	①79.3%(前年度実績:79.2%) ②81.8%(前年度実績:81.4%) ③患者紹介率:63.0%(前年度実績:60.9%)、患者逆紹介率: 52.7%(前年度実績:45.4%) ④32.693件(前年度実績:33.809件)	0	等との連携機能を強化することにより、患者紹介率を60%以上、逆紹介率を40%以上確保する。 ④ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装	<ul> <li>② 患者湖足度82.5%(前年度実績81.8%)※満足である評価(22.392人)/アンケートを36.552人実施し、そのうちの回答者(27.154人)</li> <li>③ 患者紹介率:65.3%(前年度実績:63.0%)、患者逆紹介率:</li> </ul>	0	① 利用者である地域の医療機関等に対する ニーズ調査・満足度調査を実施し、連携医療機関からの有用度を80%以上得るとともに、 地域支援素券の改善に反映させる。 ②應者の意向を尊重し、良質で安全な医療 を接供するため、患者満足度調査を実施し、 患者から満足のいく医療が受けられている官 の評価を全網院平均で入院90%以上、外来 75%以上、入外平均80%以上、伊寒 75%以上、入外平均80%以上、伊寒 75%以上、分外平均80%以上、伊寒 75%以上、分外平均80%以上、砂水 75%以上、分小平均80%以上、砂水 75%以上、分小平均80%以上、砂水 75%以上、砂水平均60%以上、砂水平40%以上、上を確保する。 ③地域における高度医療機器の利用促進を 1.を確保する。 ④地域における高度医療機器の利用促進を 2.の地域における高度医療機器を利用促進を が表生が、1.の変形を が表生が、1.の変形を が表生が、1.の変形を 1.の変形を 1.の		
	アウトプット指標	① 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や動労者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページで、アクセス件数を32万件以上得る。② 労災指定医療機関等の診療時間等に配して近例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるようにし、2万人以上を対象にモデル医療の普及を行う。	① データベースアクセス件数: 472,759件(前年度実績: 420,631件) ② モデル医療の普及対象者数: 29,849人(前年度実績: 24,418人)	0	① 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などのデータペースを掲載したホームページで、アクセス件数を42万件以上得る。 ② 労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関等の診療時間等に配慮して症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるようにし、2万人以上を対象にモデル医療の普及を行う。	① データベースアクセス件数: 561,065件(前年度実績: 472,759件) ② モデル医療の普及対象者数: 41,507人(前年度実績:	0	① 地域医療を支援するために、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮して症例検討を分請習金季を行うことにより、延べ24,800人以上に対し講習を実施する。 ② 労災疾病研究は、13分野から新たに3分野のテーマに再編したため、26年度はホームペーショ体を再構築していく。(研究テータに原次構築し、平成27年3月に完成予定)		

独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (医療リハビリテーションセンターの運営)	アウトカム指標	① 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等の連携による高度専門的医療の提供に加え、職業リ財との連携・紹介の推進により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 ② 患者の疾病・や状態に応じた最適な医療の提供は去とより、職場・自宅復帰を口常生活上の保護・おり、といい、180%以上の満足度を得る。	①86.7(前年度実績:88.8%) ②88.8%(前年度実績:91.6%)	0	① 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション 技師等の連携による高度専門的医療の提供に加え、職業リハビリテーションセンター をはしめ広域の関係機関との連携・紹介 の推進により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保 する。 ② 患者の疾病や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の 日常生活上の指導・相談に至るまでのき か細かい支援を通じて、患者減足度調査 において、80%以上の満足度を得る。	① 医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合: 96.8%(前年度実績:86.7%) ※医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者86人/四肢 脊椎の障害・中枢神経麻痺患者の退院患者数89人 ② 患者満足度:91.4%(前年度実績:88.8%) ※満足である評価(139人)/回答者(152人)	0	①四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等の選携による高度専門的医療の提供に加え、職業リルビリテーションセンターをはじめ広域の関係機関との連携・紹介の推進により、医学的に職場・自宅復帰の配作のある退院患者の制合を80%以上確保する。 ②患者の疾患や状態に応じた最適な医療の提供はもより、職場・自宅復帰後の日常生活との指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、それぞれ入院90%以上、外来80%以上、入外平均85%以上の満足度を確保する。	
	アウトプット指標	年間12回を目標に職業リハビリテーションセンタ - (高齢・障害・来職者支援機構)との間で、職 業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリ テーションの評価を行い、患者毎のリハビリー ションのプログラムの改良及び退院後のケア(O A講習等)を実施し、社会復帰の促進を図る。	職業リハビリテーションセンター(高障機構)との間で、職業 評価会議を12回開催した(運営協議会、OA講習を含む)。	0	年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター(高齢・障害・水職者支援機構)との間で、職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションのプログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施し、社会復帰の促進を図る。	職業リハビリテーションセンター(高障機構)との間で、職業評価会議を12回開催した(運営協議会、OA講習を含む)。	0	年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター(高齢・障害・求職者支援機構)との間で、職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリーションの評価を行い、患者毎のリハビリーションの可ログラムの改良及び退院後のケア(OA請習等)を実施し、社会復帰の促進を図る。	
独立行政法人労働者健康福	アウトカム指標				勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導、メンタルヘルス不調予防対策の 動労者心の電話相談及び講習会、勤労女 性に対する保健師による生活指導の実施 後、利用者の80%以上から有用であった 官の評価を得る。	有用であった旨の評価:91.7%(前年度実績:93.7%) ※「有用であった」旨の回答(4,832件)/回答者数(5,269 件)	0	平成26年度は、治療と就労の両立支援を実施するための準備として、MSW(医療ソーシャルワーカー)、看護師、作業療法士、臨床心理士及び管理栄養士等に対して復職コーディネーター養成のための研修を実施し、当該研修受講者に対してアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得る。	
祉機構運営費 (治療就労両立支援センター の運営)	アウトプット指標				団指導を延べ152,000人以上、メンタルへ ルス不調予防対策の勤労者心の電話相 談を延べ22,000人以上、メンタルへルス不 調予防対策の講習会を延べ17,000人以上	183.135人(前年度実績: 153.084人) ・メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談延べ 人数: 29.966人(前年度実績: 27.904人) ・講習会延べ人数: 21.405人(前年度実績: 20.885人) ・勤労女性に対する保健師にるを主活指導延へ人数: 9.056	0	①予防法・指導法の開発テーマの研究実施計画を9件以上策定する。 24つの疾病分野について治療と就労の両立支援事例の収集方法についての手引きを作成する。	
独立行政法人労働者健康福 祉機構運営費 (総合せき損センターの運営)	アウトカム指標	① 外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等による受備直後の早期治療から早期リハビリテーションに 至る一貫した高度専門的医療の提供に多め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 ② 患者の疾病や状態に応じた最適な医療の提供さとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の推定手法の目常生活とより、職場・自宅復帰後の日常生活とて、患者満足度調査において、80%以上の満足度を得る。	(前年度実績:80.5%)	0	① 外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等による受権直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 ② 患者の疾病や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、80%以上の満足度を得る。	① 医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合:80.0%(前年度実績:80.2%) ※医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者64人/外傷性等・神融損傷患者の退院患者880人/ ② 患者満足度:85.0%(前年度実績:87.0%) ※満足である評価(153人)/アンケートを237人実施し、そのうちの回答者(180人)	0	① 外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、ハレビリテーション技師等による受傷直後の早期治療から早期リルビリテーションに正をつ重した高度専門的医療の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰の能である退院患者の割合を80%以上確保する。 ② 患者の疾患や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活との投機はもとより、職場・官で調後の日常生活との指導・相談に至るまでのきめ動かい、支援を通じて、患者満足度調査において、それぞれ入院90%以上、外来80%以上、入外平均85%以上の満足度を確保する。	
	アウトプット指標	多職種間でせき損検討会を開催し、年間60症 例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログ ラムの改良等を実施し、社会復帰の促進を図 る。	せき損検討会の開催実績:11回開催、検討症例実績:92症 例	0	多職種間でせき損検討会を開催し、年間6 0症例を目標に、患者毎のリハビリテーショ ンプログラムの改良等を実施し、社会復帰 の促進を図る。	せき損検討会の開催実績:11回開催、検討症例実績:95症 例	0	多職種間でせき損検討会を開催し、年間60 症例を目標に、患者毎のリハビリテーション プログラムの改良等を実施し、社会復帰の促 進を図る。	

独立行政法人労働者健康福 祉機構運営費 (産業殉職者慰霊事業)	アウトカム指標	産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参 拝者に満足度調査を実施し、慰霊の場としてふ さわしいとの評価を毎年90%以上得るとともに、 その結果を業務内容の改善に反映する。	91.4%(前年度実績:92.8%)	0	慰霊式及び霊堂についての満足度調査を 実施し、遺族等から霊堂の場にふさわしい との評価を90%以上得るとともに、調査の 結果を業務の改善に反映する。	慰霊の場にふさわしいとの評価:91.1%(削牛及美領: 01.404)	0	慰霊式及び霊堂についての満足度調査を実施し、遺族等から霊堂の場にふさわしいとの評価を90%以上得るとともに、調査の結果を業務の改善に反映する。	
	アウトプット指標	満足度調査に基づく参拝者等からの要望等につ いて、年4回以上の検討会を開催し、業務改善を 図る。	満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、検討 会を年4回実施した。	0	満足度調査に基づく参拝者等からの要望 等について、年何以上の検討会を開催 し、業務改善を図る。	満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、検討会を年4回実施した。	0	満足度調査に基づく参拝者等からの要望等 について、年4回以上の検討会を開催し、業 務改善を図る。	
独立行政法人労働者健康福 祉機構運営費 - > > * * * * * * * * * * * * * * * * *	アウトカム指標	入所者の自立能力の早期確立を図るため、個々 人の障害の特性に応じた社会復帰ブログラムの 作成、定期的なカウンセリングの実施等をい、 30%以上の社会復帰率を確保する。	38.3%(前年度実績:36.5%)	0		社会復帰率:46.9%(前年度実績:38.3%) ※過去5年間の社会復帰者数(38人)/5年前の年度末在所 者数及び過去5年間の新規入所者数(81人)	0	入所者の自立能力の早期確立を図るため、 個々人の障害の特性に応じた社会復帰プロ グラムの作成、定期的なカウンセリングの実 施等を行い、30%以上の社会復帰率を確保 する。	
(労災リハビリテーション作業 所の運営)	アウトプット指標	全入所者について、社会復帰プログラムに基づくカウンセリングを年4回以上実施する。	全入所者に対して、社会復帰プログラムに基づくカウンセリングを年4回実施した。	0	全入所者について、社会復帰プログラムに 基づくカウンセリングを年4回以上実施す る。	全入所者(10名:年度当初者数)に対して、社会復帰プログラムに基づくカウンセリングを年4回実施した。	0	全入所者について、社会復帰プログラムに基 づくカウンセリングを年4回以上実施する。	
	アウトカム指標	産業保健関係者を対象とした①研修又は②相 該の利用者について、産業保健に関する職務を 行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保 する。 ※平成26年度から、従来の産業保健推進少 少事業、メシリルールス対策支援事業及び地 域産業保健事業の3事業を一元化した「産業保 健活動総合支援事業」を新たに開始し、事業場 における産業保健活動への総合的な支援を実 施することとした。	①94.0 ②98.8 (前年度実績:①94.0 ②99.6)	0		※「有益」との評価(8,586件)/回答者(9,090件) ・相談利用者の有益であった旨の評価97.6%(前年度実績:	0		
独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (産業保健推進センターの利用促進事業)	アウトブット指標	① 平成24年度の研修実施計画件数については、産業保健関係者に対する研修等の質の向上、内容の充実や、産業保健の専門的、実践的な研修の実施に努め3,300回以上とする。② 平成24年度の相談が計画件数については、待機方式の面談相談窓口は実施しないものの、電話、メール、予約面談方式等による産業保健関係者への専門的、実践的な相談対応を効率的に実施することにより19,000件以上とする。③ 平成24年度のホールベージアやよ計画件数については、専門的な情報提供等の質的な向上を目指すことにより176万件以上とする。	①産業保健関係者に対する研修5,186回(前年度実績: 4,935回) ②産業保健関係者からの相談46,703件(前年度実績: 46,157件) ③流一ムページアクセス件数1,776,771件(前年度実績: 1,814,521件)	0	① 平成25年度の研修実施計画件数については、産業保健関係者に対する研修等の質の向上、内容の充実や、産業保健の専門的、実践的な研修の実施に努め3,200回以上とする。 ② 平成25年度の相談対応計画件数については、特機方式の面談相談窓口は実施しないものの、電話、メール、予約面談方式等による産業保健関係者への専門的、実践的な相談対応を効率的に実施することにより19,000件以上とする。 ③ 平成25年度のホームページアセス計画件数については、専門的な情報提供等の質的な向上を目指すことにより185万件以上とする。	①産業保健関係者に対する研修4,648回(前年度実績:5,186回) ②産業保健関係者からの相談31,368件(前年度実績:46,703件) ③ホームページアクセス件数2,168,976件(前年度実績:1,776,771件)	0		

独立行政法人労働者健康福 祉機構運営費(勤労者予防医 療センターの運営)	アウトカム指標	勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導、メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の 電路相談及以講習会、勤労女性に対する保健師 による生活指導の実施後、利用者の80%以上から有用であった旨の評価を得る。	93.7%(前年度実績:91.1%)	0					
	アウトブット指標	助労者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ152,000人以上、メンタルヘルス不調予防対策の動労者心の電話相談を延べ22,000人以上、メンタルヘルス不調予防対策の講習会を延べ17,000人以上及び動労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ4,000人以上に実施する。	・勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ人数:153,088人(前年度実績:152,277人)・メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談を延べ人数:27:904人(前年度実績:29.209人)・ ・動労女性に対する保健師による生活指導を延べ人数: 5,993人(前年度実績:6,331人)	0					
特別支給金	アウトカム指標								
14/3/2/41#	アウトプット指標								
	アウトカム指標		①不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間については、「平均17.3日」となった。 ②労福機構の第一次利用者として、裁判所、破産管財人、清算人、再生債務者等の未払賃金額等の証明者に対してアンケート調査を実施した結果ボームページ等について「分かりやすい」旨の回答を91.0%得たが、その際に寄せられた意見を参考に、パンフレットの改訂を行った。	0	立替払の迅速化及び立替払債権の回収を 図るとする独立行政法人労働者健康福祉 機構の中期目標を達成する(対象期間:平 成21年4月~平成26年3月)。なお、平成25 年度における目標は以下のとおり。 ・不備事家を除いた請求者の受付日から 支払日までの期間について「平均25日以 内」を維持する。	不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間に ついては、「平均15.1日」となった。	0	立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図 るとする独立行政法人労働者健康福祉機構 の中期目標を達成する(対象期間:平成26年 4月~平成31年3月)。なお、平成26年度における目標は以下のとおり。 小日標家を除いた請求書の受付日から支 払日までの期間について「平均25日以内」を 維持する。	
未払賃金立替払事務実施費	アウトブット指標	ようにするための弁護士会等への働きかけ、平 成23年度に行った監督署職員に対してのアン ケート調査を参考にし、ホームページ等の充実を はから。 ②資金債権の回収を図るため、弁済履行状況の把 提・確認を行うことで、事業主等への確実な求償 推・確認を行うことで、事業主等への確実な求償	①立替払の迅速化を図るため、以下の措置を講じた。 ・・原則遇1回の立替払を堅持し、年間計50回の支払を実施した。 ・・大型請求事案について、破産管財人等との打合せや事前 調整を行うことにより、的確な証明書が作成され、手続きの 迅速化と審査業務の効率化が図れた。 ・・核産管財人等の証明が的確に行われるように、日本弁護 土連合会に引き続き立替払制度の研修会の実施の働きかけ を行った。この結果、広島県弁護士会他が主催する未払貧 立立替払制度の研修会(10所) 約750名参加が実施され、機構から証明に当たっての智意事項の説明を行った。よれ、自動を指する自動を通りを ・未払賃金立替払制度の円滑な運営を図るため、最高裁判 所民事局第三課に同制度の現状及び最近の問題点につい て説明を行ったほか、引き続き各地方裁判所(7地裁)の参加 者、15地裁、裁判官33名、書記官32名、計106名)。 ②賞金保健について、最大限確実な回収を図るため、以下 の措置を講じた。、 ・・清算型については、債権届出を要する全1.781事業所につ して迅速かつ確実な届出を要する全1.781事業所につ して迅速かつ確実な届出を要する全1.781事業所につ して迅速かつ確実な届出を要する全1.781事業所につ して迅速かつ確実な届出を要する全1.781事業所につ して迅速かつ確実な届出を要する全1.781事業所につ して迅速かつ確実な届出を要する全1.781事業所につ して迅速かつ確実な届出を要する全1.781事業所につ いて迅速かつ確実な届出を要する全1.781事業所につ いて迅速かつ確実な届出を要する全1.781事業所につ いて迅速かつ確実な届出を要する全1.781事業所につ して迅速かつ確実な届出を要する全1.781事業所につ	0	支払日までの期間について「平均25日以内と維持するために、原則型1回の立着 対の堅持、大型請求事案に対する破産管 財人等による短伸が可能がある破産管 財人等による短伸がの確に行われるように するための弁護士会等への働きかけ、調 査を要する事業等についての関係機関と の連携強化を図る。 ②賃金債権の回収を図るため、弁済履行 状況等についての管理表を作成し、常に 履行状況の把握・確認を行うことで、事業	行った。この結果、千葉県弁護士会他が主催する未払賃金 立結私制度の研修会(26分所、約1,770名参加が実施され、 機構から証明に当たっての留意事項の説明を行った。 ・末払賃金立替払制度の円滑な運営を図るため、日弁連倒 庭法制等を持変負金と引き続き定期協議を行った。 ・未払賃金立替払制度の円滑な運営を図るため、最高製刊 所民事局等三線に同制度の現状なび最近の問題点につい て説明を行ったほか、引き練き各地方裁判所(26地裁)の破 産再生部(係)に説明及び協力依頼を行った(現在までの参 加着、41地数、裁判官30名、書記官192名、計272名)。 ②賃金債権について、最大限確実な回収を図るため、以下	0	①不備事案を除いた請求書の受付日から支 払日までの期間について「平均25日以内」を 維持するために、原則週1回の立替払の堅 持、大型請求事案に対する破産管射人等と の打合せや事前調整、破産管射人等と の打合せや事前調整、破産管射人等と の打合せや事前調整、破産管射人等と の打合せや事前調整、破産管射人等と の打合せや事前調整、破産管射人等に しての関係機関との連携強化を図る。 ②賃金債権の回収を図さたが、弁済履行 状況の把握・確認を行うことで、事業主等へ の確実な政権等側は、清繁型における確実 な債権保金、再建型における確実 な債権保金、再建型における確実 な債権保金、再建型における確実 な債権保金、再建型における確実 な債種	

労災診療被災労働者援護事	アウトカム指標	労災指定医療機関数を前年度より増加させる。 (平成23年9月末現在 39,412機関)	労災保険指定医療機関数、39,965機関(平成24年10月1日現在)	0	労災保険指定医療機関数を前年より増加させる。(平成24年9月30日現在 39,965機関)	40.542機関(平成25年9月30日現在) (+577)	0	労災保険指定医療機関数を前年より増加させる。(平成25年9月30日現在 40.542機関)	
業補助事業費	アプトプット指標	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行う。	受け付けた貸付け請求で当月末までに支払われた件数、 100%	0	毎月10日までに受け付けた貸付の請求に ついて、当月末までに100%支払を行う。	100.00%	0	毎月10日までに受け付けた貸付の請求につ いて、当月末までに100%支払を行う。	
外科後処置費	アウトカム指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。	申請から1か月以内に決定した割合は、90.8%であった。 (申請件数:76件、1か月以内に決定した件数:69件)	0	申請から決定までに要する期間を1か月以 内とし、その期間内に決定した割合を80% とする。	82.5% (申請件数:63件、1か月以内に決定した件数:52件)	0	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。	
<b>/</b> /竹枝龙巨县	アウトプット指標	申請について迅速・適正に処理する。	中請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。	0	申請について迅速・適正に処理する。	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。	0	申請について迅速・適正に処理する。	
義肢等補装具支給経費	アプトカム指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。	申請から1か月以内に決定した割合は、89.8%であった。 (申請件数:11,182件、1か月以内に決定した件数:10,040件)	0	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。	89.8% (申請件数:1,0492件、1か月以内に決定した件数:9,422件)	0	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。	
我以守怕衣杀义和社具	アウトプット指標	申請について迅速・適正に処理する。	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。	0	申請について迅速・適正に処理する。	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。	0	申請について迅速・適正に処理する。	
	アウトカム指標	健康管理手帳の交付申請及び通院費の請求から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。	申請から1か月以内に決定した割合は、92.4%であった。 (申請件数:14.419件、1か月以内に決定した件数:13.327件)	0	健康管理手帳の交付申請及び通院費の 支給申請から決定までに要する期間を1か 月以内とし、その期間内に決定した割合を 80%とする。	91.4% (申請件数:14.327件、1か月以内に決定した件数:13,089件)	0	健康管理手帳の交付申請及び通院費の支給申請から決定までに要する期間をかり内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。	
特殊疾病アフターケア実施費	アウトプット指標	申請について迅速・適正に処理する	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。	0	申請について迅速・適正に処理する。	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。	0	申請について迅速・適正に処理する。	
社会復帰特別対策援護経費	アウトカム指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。	申請から1か月以内に決定した割合は、84.8%であった。 (申請件数:310件、1か月以内に決定した件数:263件)	0	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。	87.1% (申請件数:309件、1か月以内に決定した件数:269件)	0	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。	
	アプトプット指標	申請について迅速・適正に処理する	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理する ことができた。	0	申請について迅速・適正に処理する。	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理する ことができた。	0	申請について迅速・適正に処理する。	

CO中毒患者に係る特別対策 事業経費	アウトカム指標	CO中毒患者の特殊な障害の状態に応じた適切な医療等を提供することを目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。	CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制等の整備に努めた。	0	CO中毒患者の特殊な障害の状態に応じた適切な医療等を提供することを目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。	当該年度中に常勤医師を新たに1名確保したこと等により、C 〇中毒患者の特性を十分考慮した診療体制等の整備に努め た。		CO中毒患者の特有の症状に応じた適切な 医療等を提供することを目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。その一環として実施するグループワークの年間実施日数をアウトカム指標とし、平成26年度においては年間141日以上とする。	
	アウトプット指標	CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。	CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制等の整備に努めた。	0	CO中毒患者の特性を十分考慮した診療 体制等を整備する。	当該年度中に常勤医師を新たに1名確保したこと等により、C 〇中毒患者の特性を十分考慮した診療体制等の整備に努め た。	0	・患者に必要なリハビリテーションを適切に 実施するための人員(10名を基本とする)を 確保する。 ・高齢化した患者の看護負担の軽減等を図 るため、療養生活を支援するための人員(患 者2名につき1名を基本とする)を配置する。	
炭鉱災害による一酸化炭素中 毒者に関する特別措置法に基 づく介護料支給費	アウトカム指標	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%とする。	申請から1か月以内に決定した割合は100%であった。 (申請件数:16件、1か月以内に決定した件数:16件)	0	申請から支給決定までに要する期間を1 か月以内とし、その期間内に支給決定した ものの割合を80%とする。	100% (申請件数:22件、1か月以内に決定した件数:22件)	0	申請から支給決定までに要する期間を1か月 以内とし、その期間内に支給決定した割合を 80%とする。	
	アウトプット指標	申請について迅速・適正に処理する。	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。	0	申請について迅速・適正に処理する。	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適 正に処理した。	0	申請について適正に処理する。	
<b>労災就労保育援護経費</b> -	アウトカム指標	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%とする。	申請から1か月以内に決定した割合は80%であった。 (申請件数:107件、1か月以内に決定した件数:86件)	0	申請から支給決定までに要する期間を1ヵ 月以内とし、その期間内に支給決定したも のの割合を80%とする。	83% (申請件数:127件、1か月以内に決定した件数:105件)	0	申請から支給決定までに要する期間を1か月 以内とし、その期間内に支給決定した割合を 80%とする。	
	アウトプット指標	申請について迅速・適正に処理する。	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適 正に処理した。	0	申請について迅速・適正に処理する。	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適 正に処理した。	0	申請について適正に処理する。	

労災就学援護経費	アウトカム指標	申請から支給決定までに要する期間を1か月以 内とし、その期間内に支給決定した割合を80% とする。	申請から1か月以内に決定した割合は84%であった。 (申請件数:899件、1か月以内に決定した件数:753件)	0	申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。	85% (申請件数:949件、1か月以内に決定した件数:804件)	0	申請から支給決定までに要する期間を1か月 以内とし、その期間内に支給決定した割合を 80%とする。	
	アウトプット指標	申請について迅速・適正に処理する。	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適 正に処理した。	0	申請について迅速・適正に処理する。	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適 正に処理した。	0	申請について適正に処理する。	
労災保険相談員等設置費	アウトカム指標		「国民の皆様の声」に寄せられる労災担当者に対する苦情 の割合は、労災保険に係る国民の皆様の声のうち2.6%で あった。	0	「国民の皆様の声」に寄せられる、労災担当者に対する苦情の割合を、労災保険に係る国民の皆様の声のうち5%以内とする。	「国民の皆様の声」に寄せられる労災担当者に対する苦情の割合は、労災保険に係る国民の皆様の声のうち3.6%であった。	0	「国民の皆様の声」に寄せられる、労災担当者に対する苦情の割合を、労災保険に係る国民の皆様の声のうち5%以内とする。	
<b>万久休快旧跃员节</b> 取巨员	アウトプット指標	相談例を集めたFAQを配付し、相談業務のより 一層の充実を図る。	200件を超える相談例を記載したFAQを配布し、相談業務の 充実を図った。	0	新する。	平成25年度に寄せられた相談事例より、特に問合せの多い 6・10月における照会内容を分析したところ、労災年金の定期 報告に係る照会が多かったことから、これらについてのFAQ を追加・更新するとともに、HPに掲載した。	0	実際の相談事例を収集分析し、FAQを更新する。	
労災ケアサポート事業経費	アウトカム指標	この事業に対する利用者から、介護、看護、健康 管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価を 90%以上得る。	有用であった旨の評価: 96.4% ※23.425(有用の評価) / 24.285(総回答数) ※利用者数 13.382人 うちアンケート実施者 10.811人 うちアンケート回答者 8.133人 総回答数 24.285件 うち有用であった旨の評価 23.425件	0	事業の利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価を90%以上得る。	有用であった旨の評価: 96.3% ※15,161(有用の評価)/15,745(総回答数)	0	事業の利用者から、介護、看護、健康管理、 精神的ケア等が有用であった首の評価を 90%以上得る。	
	アウトプット指標	労災重度被災労働者等に対して、訪問支援を 年間1万1干1百件以上実施する。	訪問支援の件数: 13,331件	0	労災重度被災労働者等に対して、訪問支援を年間11,100件以上実施する。	訪問支援の件数:13.276件	0	労災重度被災労働者等に対して、訪問支援 を年間11,100件以上実施する。	
<b>怂巛杜뭬介囍忙和和</b> 學學	アウトカム指標	特に緊急性の高い労災特別介護施設の修繕を 実施し、入居者の安全な生活環境の整備及び労 災特別介護施設(ケアブラザ)の円滑な運営を図 る。	特に緊急性の高い労災特別介護施設の修繕を実施し、入居 者の安全な生活環境の整備を行った。	0	特に緊急性の高い労災特別介護施設の 修繕を実施し、入居者の安全な生活環境 の整備及び労災特別小護施設(ケアブラ ザ)の円滑な運営を図る。	入札不調により予定していた修繕が実施できなかった。	×	十分な工期の確保等、入札方法の工夫など を行った上で、特に緊急性の高い労災特別 が護施設の機能を実施し、入居者の安全な 生活環境の整備を図る。	
労災特別介護施設設置費 	アウトプット指標	労災特別介護施設のナースコール更新工事(北 海道施設、広島施設)及び昇降浴槽更新工事 (広島施設)に関し、予算の範囲内で適切に業者 を選定し、工事を実施する。	予算の範囲内で一般競争入札により適切に業者を選定し、 工事を実施した。	0	労災特別介護施設の中央監視装置及び 自動制御設備改修工事(熊本施設)並び に外壁改修工事(愛知施設)に関し、予算 の範囲内で適切に業者を選定し、工事を 実施する。	一般競争入札を実施したが、技能労働者の不足等の理由から入札不調となり、予定していた工事が実施できなかった。	×	冷温水発生機更新工事及び自動火災報知 設備更新工事(千葉施設)、中央監視装置及 びパモートユニット更新工事(北海道施設)を 年度内に完了する。	

<b>労災特別介護援護経費</b>	アウトカム指標	この事業に対する入居者から、介護サービスが 有用であった旨の評価を90%以上得る。	有用であった旨の評価 95.0% ※13,931(有用印画) / 14,658(総回答数) アンケート回答者 535人 総回答数 14,658件 うち有用であった旨の評価 13,931件	0	入居者から、介護サービスが有用であった 旨の評価を90%以上得る。	有用であった旨の評価: 91.8% ※13.417(有用の評価) /14.612(総回答数)	0	入居者から、介護サービスが有用であった旨 の評価を90%以上得る。	
	アウトプット指標	全国8施設の入居者定員800名に対し、年平均 で入居者数720名以上、入居率90%以上を維持する。	入居者数(年平均)720名 入居率 90%	0	全国8施設の年平均での入居率を 90%以上とする。	年平均入居率:90.2% ※707名(年平均入居者数)/784名(入居定員数)	0	全国8施設の年平均での入居率を90%以上 とする。	
休業補償特別援護経費	アウトカム指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。	申請から1か月以内に決定した割合は、98.4%であった。 (申請件数:64件、1か月以内に決定した件数:63件)	0	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。	93.9% (申請件数:82件、1か月以内に決定した件数:77件)	0	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。	
	アウトプット指標	申請について迅速・適正に処理する。	申請のあったものについては、支給要件等を確認し、迅速・ 適正に処理することができた。	0	申請について迅速・適正に処理する。	申請のあったものについては、支給要件等を確認し、迅速・ 適正に処理することができた。	0	申請について迅速・適正に処理する。	
長期家族介護者に対する援護経費	アウトカム指標	申請から支給決定までに要する期間を1か月以 内とし、その期間内に支給決定した割合を80% とする。	申請から1か月以内に決定した割合は83%であった。 (申請件数:30件、1か月以内に決定した件数:25件)	0	申請から支給決定までに要する期間を1か 月以内とし、その期間内に支給決定した割 合を80%とする。	65% (申請件数:26件、1か月以内に決定した件数:17件)	×	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。	
	アウトプット指標	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適 正に処理した。	0	申請のあったものについて迅速・適正に処 理する。	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、概ね迅速・適正に処理したが、一部できなかった。	×	申請のあったものについて迅速・適正に処理 する。	
	アウトカム指標	申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。	申請から1か月以内に決定した割合は83%であった。 (申請件数:30件、1か月以内に決定した件数:25件)	0	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。	97.4% (申請件数:38件、1か月以内に決定した件数:37件)	0	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。	
<b>労災援護金等経費</b>	アウトプット指標	申請について迅速・適正に処理する。	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適 正に処理した。	0	申請について迅速・適正に処理する。	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。	0	申請について迅速・適正に処理する。	

石綿関連疾患診断技術研修 事業	アウトカム指標	研修を実施した際のアンケートにおいて、受講者 からの「有意義であった」旨の回答を80%以上と する。(受講予定者700人、有意義であった旨の 回答560人)	受講者からの「有意義であった」旨の回答率83.4% (受講者718人、アンケート実施441人、有意義であった旨の 回答368人)	0	研修を実施した際のアンケートにおいて、 受講者からの「有意義であった」旨の回答 を60%以上とする「受講予定者700人、有 意義であった旨の回答560人)。	85.3% (受講者数770人、アンケート有効回答457人、有意義であった旨の回答390人)	0	研修を実施した際のアンケートにおいて、受 議者からの「有意義であった」旨の回答を80% 以上とする。	
	アウトプット指標	全国各地域において、計20回の研修を実施し、 延べ700人が受講すること。	計27回、延べ718人を対象に研修を実施	0	全国各地域において、計20回の研修を実施し、延べ700人が受講すること。	計28回、延べ770人を対象に研修を実施	0	全国各地域において、計20回の研修を実施 し、延べ700人が受講すること。	
	アウトカム指標	労働基準監督署から石綿関連疾患の確定診断 等の依頼を受けたものの全てについて確定診断 等を実施する。	労働基準監督署から依頼があった事案については全て、確 定診断委員会で疾患を確定した。	0	労働基準監督署等から石綿関連疾患の確定診断等の依頼を受けたものの全てについて確定診断等を実施する。	労働基準監督署から依頼があった全ての事案について、確 定診断等を実施した。	0	労働基準監督署等から石綿関連疾患の確定 診断等の依頼を受けたものの全てについて、 確定診断等を実施する。	
石綿確定診断等事業	アウトプット指標	10回以上確定診断委員会を開催し、依頼を受けた事案全でについて確定診断等を行い、労働基準監督署あて回答する。	確定診断委員会を11回開催し、労働基準監督署から依頼が あった事案については全て、確定診断を実施した。	0	10回以上確定診断委員会を開催し、依頼 を受けた事案全てについて確定診断等を 行い、労働基準監督署あて回答する。	確定診断委員会を12回開催し、依頼を受けた事案全てについて、確定診断等を実施し労働基準監督署あて回答した。	0	10回以上確定診断委員会を開催し、依頼を 受けた事案全でについて確定診断等を行 い、労働基準監督署あて回答する。	
独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費	アウトカム指標	①「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有職者によって構成する「契約監視委員会」を定期的(年間4回)に開催し、適正な競争参加資格の設定や公告期間の十分な確保など契約の点検を実施することにより更なる適正化を図る。 ②契約締結状況については、独立行政法人労働者健康福祉機構のホームページで公表し、引き続き透明性を確保する。	①「契約監視委員会」を計4回(6月、9月、12月、3月)開催、 契約の点検を実施し適正化を図った。 ②契約締結状況をホームページで随時公表した。	0	①「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、整事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を定期的(年間4回)に開催し、適正な競争参加資格の設定や公告期間の十分な確保など契約の点検を実施することにより更なる適正化を図る。 ②契約締結状況については、独立行政法人労働者健康福祉機構のホームページで公表し、引き続き透明性を確保する。	①「契約監視委員会」を計4回(6月、9月、12月、3月)開催、 契約の点検を実施し適正化を図った。 ②契約締結状況をホームページで随時公表した。	0	①「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を年間4回以上開催し、適正な競争参加資格の設定や公告期間の十分な確保など契約の点検を実施することにより更なる適正化を図る。 ②契約締結状況については、独立行政法人労働者健康補払機構のホームページで公表し、引き続き透明性を確保する。	
	アウトプット指標	平成24年度施設整備計画に基づき適正に施設 整備を実施する。	計画に基づき適切な施設整備を実施した。	0	平成25年度施設整備計画に基づき適正に 施設整備を実施する。	計画に基づき適切な施設整備を実施した。	0	平成26年底施設整備計画に基づき、十分な 公告期間の確保や資格要件等の緩和などに より一層の競争性を確保し、適正に施設整備 を実施する。	
労災疾病臨床研究補助金事 業 【重点的目標管理事業】	アウトカム指標							労災疾病臨床研究中間・事後評価委員会に おいて、研究課題の8%以上について7.0点 以上(10点中)の評価を得る。	
	アウトプット指標							公募課題1件当たりの平均公募数1.5件以上	

\*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

## (厚生労働省27(Ⅲ-7-1))

施策目標名	個別労働約	}争の解決の	D促進を図る	こと(施策目標Ⅲ-7-	1)					担当 部局名	大臣官房地方課労働紛争処理業務 室	作成責任者名	作成責任者名 労働紛争処理業務室長 大塚 弘満			
施策の概要				々の労働者と事業主との 合的な個別労働紛争解?				いう。)を実り	情に即して	政策体系上の位置づけ		基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標7 個別労働紛争の解決の促進を図ること				
		区分		23年度 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	要求額		施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載筒所)			
施策の予算額・執行額		当初予算(a) 1,620,352 1,515,31( ・		0 0 -3,602 0 0 0 0 0 1,586,088 1,560,511 1,556,220 9 1,520,037 -				施策に関係する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)	_	-	_					
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	います。民 下で、個別 ています。 都道府県	事紛争の解 労働関係紛 においては、	決は最終的に 争の解決の	には司法の役割ですが、 促進に関する法律に基づ して、労働相談及び個別	金銭的・時間がき、「行政と	間的にゆとい として可能な )あっせん(	りの乏しい労 範囲で、信頼 あっせんは3	働者にとつ 顔できる、簡 E者構成の	ては依然高い  易・迅速な約	ハードルであることは }争解決機能を無料で	などをめぐる個別労働紛争が増加して 否めないため、司法との役割分担の 提供すること」を目的として事業を行っ っており、国と都道府県のそれぞれに	政策評価実施予定 時期(評価予定表)	24 25 26 27 28 O			
測定指標							复ごとの目:	標但 結値								
(定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		測定指標の選定理由	及び目標値(水準・)	目標年度)の設定の根拠			
					90%	90%	90%	90%	-	ろである。(平成26年 年比(P)%減)、助言・	度実績=総合労働相談件数約(P)万件 指導申出受付件数約(P)万件(同(P)%	(前年比(P)%減)、民 減))。このような実績	の増減はあるものの、施行状況は増加傾向を示しているとこ 事上の個別労働紛争相談件数約(P)万件(前年比(P)万件(前 の中、個別労働紛争の解決の促進に当たって、都道府県労 手辟り、て有効に機能しているかを評価するため、特に迅速			
, 助言:指導手続終了件数に占める 処理期間1ヶ月以内のものの割合	集計中	平成26年 度	90%以上	平成27年度	97.4%	96.4%	集計中	-	-	性の観点から助言・打 なお、助言・指導とは また、単年度で助言	指導の特徴である簡易、迅速かつ無料で利用できる紛争解決手段として有効に機能しているかを評価するため、特に迅速 指導の処理期間を測定指標として定めているものである。 は迅速を特徴とした制度であること及び過去の処理状況に鑑み、目標値を90%以上と設定した。 音・指導の処理件数や処理期間について統計を取っていることから、目標年度は単年度としている。  労働紛争解決制度施行状況:http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000339uj.html					
。あっせん手続き終了件数に占める	集計中	平成26年	90%以上	平成27年度	90%	90%	90%	90%	-	ろである。(平成26年 年比(P)%減)、あっせ よるあっせんの特徴で	度実績=総合労働相談件数約(P)万件 たん申請受理件数約(P)件(同(P)%減)) ごある簡易、迅速かつ無料で利用できる	(前年比(P)%減)、民 。このような実績の中 紛争解決手段としても	の増減はあるものの、施行状況は増加傾向を示しているとこ 事上の個別労働紛争相談件数約(P)万件(前年比(P)万件(前 個別労働紛争の解決の促進に当たって、紛争調整委員会に 「対に機能しているかを評価するため、特に迅速性の観点か			
2 処理期間2ヶ月以内のものの割合	集訂甲	度	90%以上	平成2/平度	93.8%	92.0%	集計中	-	-	なお、あっせんは迅 また、単年度であっ	I間を測定指標として定めているものである。 迅速を特徴とした制度であること及び過去の処理状況に鑑み、目標値を90%以上と設定した。 oせんの処理件数や処理期間について統計を取っていることから、目標年度は単年度としている。 労働紛争解決制度施行状況:http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000339uj.html					
		平成13年10月の制度施行以来、景気回復期、悪化期を問わず、年度により多少の増減はあるものの、施行状況は増 40%						事上の個別労働紛争相談件数約(P)万件(前年比(P)万件(前 、個別労働紛争の解決の促進に当たって、紛争調整委員会に								
あっせん手続終了件数に占める紛 3 争当事者の一方が不参加であった ものの割合	-	-	40%以下	平成27年度	39.3%	37.0%	集計中	-	-	なお、過去3カ年(平まえつつ、あっせん手 0%以下」と設定した。 また、単年度であっ	として定めているものである。 お、過去3カ年(平成23〜25年度)のあっせん手続終了件数に占める紛争当事者の一方が不参加であったものの割合(平均38. つつ、あっせん手続終了件数に占める紛争当事者の一方が不参加であったものの割合をこれ以上上昇させないための目標値と 以下」と設定した。 た、単年度であっせんの処理件数や処理期間について統計を取っていることから、目標年度は単年度としている。 ☑ 成26年度個別労働紛争解決制度施行状況:http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000339uj.html					

測定指標	目標					施策の	の進捗状況	(目標)		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
(定性的)	12 138			年度		施策の	の進捗状況	(実績)		例に担保の送た座山及び日保護(小年・日保斗及)の	放足の依拠				
	(参考)測定指標				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度						
総合労働相談件数 (P)平成26年度個別労働紛争解溢 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou	決制度施行状況 : u∕2r98520000339uj.html				1,067,210	1,050,042	集計中	_	_						
	民事上の個別労働紛争相談件数 (P)平成26年度個別労働紛争解決制度施行状況: 5 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000339uj.html								-	指標4~7は指標1~3の根拠となる数字であるため、参考指標としている。					
助言·指導申出受付件数 (P)平成26年度個別労働紛争解 6 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou	決制度施行状況 : u∕2r98520000339uj.html				10,363	10,024	集計中	_	_						
あっせん申請受理件数 (P)平成26年度個別労働紛争解ジ http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou					6,047	5,712	集計中	_	_						
達成手段 (開始年度)	福正後予算額(執行額) 25年度 26年度	27年度 当初 予算額	関連する 指標番号							達成手段の概要等	平成27年行政事業レビュー事業番号				
(1) 個別労働紛争対策の推進 (平成13年度)	1,583百万 1,561百万 円 円	1,556百万円	1,2,3	件をワンス  総合労働を図ることが	トップ的に受 相談コーナ・ が見込まれ、	け付け、労 ーを設置して また、事案	働相談を行 C労働問題I によってはE	っている。ま に関する相談 助言・指導、	た、民事問題 &、関係法令	設置し、民事問題、労働基準法、労働者派遣法、雇用機会均等法など内容を問わずあらゆる案 園については、事案に応じ都道府県労働局長による助言・指導やあっせんを行っている。 の情報提供を行うことにより、当事者間で個別労働紛争を未然に防止し、自主的な解決の促進 ううことで、迅速に個別労働紛争の解決の促進を図ることが見込まれる。これらにより、労働者が る。					

\*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

## (厚生労働省27(Ⅳ-5-1))

施策目標名		援訓練の実施 標Ⅳ-5-1		東受講給付金の支給等を	を通じ、雇用化	保険を受給	できない求職	戦者の就職を	を支援するこ	担当 部局名	職業安定局訓練受講者支援室 職業能力開発局能力開発課	作成責任者名	訓練受講者支援室長 浅野 浩美 能力開発課長 藤枝 茂
施策の概要	(目標1)雇 (目標2)崩 こと。	置用保険を受 哉業訓練受講	期間中、給化	ている。 R職者に対し、職業訓練 対金を支給することによ 共職業安定所における	り、求職者の	生活を支援	し、職業訓	練の受講を	容易にする	政策体系上の位置づけ	基本目標IV 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標5 求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること		
		区分		23年度 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	要求額		施政方針演説等の名称	関係部分(概要・記載箇所)	
施策の予算額・執行額		算の状 沢 千円) 当初予算(a) 81,022,385 142,753,29 補正予算(b) 15,274,144 繰越し等© — 合計(d=a+b+c) 96,296,529 142,753,29		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0					- 施策に関係する内 - 閣の重要施策(施 - 政方針演説等のう - ち主なもの)	第177回国会における菅内閣総理大 臣施政方針演説	平成23年1月24日	雇用保険を受給できない方への第二のセーフティーネットと して、職業訓練中に生活支援のための給付を行う求職者支 援制度を創設します。	
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	講を容易に	こするための	給付金の支	対象に、民間教育訓練材 給を行うこと等により求 る特定求職者の就職の	職者の早期の	の就職を支	爰する。		の職業訓練る	を実施するとともに、訓	練期間中の生活を支援し、訓練の受	政策評価実施予5時期(評価予定表)	
						年	度ごとの目 度ごとの実	標値					
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	24年度	25年度		27年度	28年度		測定指標の選定理由	及び目標値(水準・	目標年度)の設定の根拠
7 求職者支援訓練における、訓練修 了3か月後の就職率	_	-	・55%(基礎 コース)以 上 ・60%(実践	平成27年度	・60%(基礎 コース)以 上 ・70%(実践 コース)以 上	・60%(基 礎コース) 以上 ・70%(実 践コース) 以上	・55%(基礎 コース)以 上 ・60%(実践 コース)以 上 ※1	・55%(基 礎コース) 以上 ・60%(実践 コース)以 上 ※1	-	26年度以降は雇用保 上を目標値として設定	険が適用される就職を対象とした就職 Eした。	率に把握方法を変更	制度であるため就職率を測定指標に設定。 したことを考慮して、基礎コース55%以上、実践コース60%以 平成25年度までの測定指標は、短期間の就職を含めた就職
			コース)以 上		80.6%(基礎 コース) 79.5%(実践 コース)	83.5%(基 礎コース) 84.5%(実 践コース) ※2	55.7%(実				責は、平成25年度中に開講し、平成26年 責は、平成26年度中に開講し、平成26年		
					-	-	-	80%以上	-	求職者支援訓練につ定した。	いて、受講者の満足度を把握すること	で、求職者支援制度か	が求職者の支援に役立っているか把握するため測定指標に設
2 求職者支援訓練修了者における満 2 足度	_	-	80%以上	平成27年度	-	-	-			求職者支援制度がよ			する指標として、就職していない者も含めて、80%以上の満足 にした修了者の割合)を得ることを目標値として設定した。
測定指標 (定性的)	施策の進捗状況(目標) 目標年度 施策の進捗状況(実績)									測定指標の選定理由	及び目標値(水準・	目標年度)の設定の根拠	
	(参考)測算	2指標		<u>:</u>	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度				

達成手段	達成手段 補正後予算額(執行額) 27年				*************************************	
(開始年度)	25年度	26年度	当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	平成27年行政事業レビュー事業番号
(1) 求職者支援制度に必要な経費 (1) (平成23年度)	581.8億円 (442.4億 円)		315.4億円	1,2	・雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、必要な職業能力を高めるための認定職業訓練等を受講する場合に一定の要件を満たせば、訓練受講を容易にするための給付として月額10万円を支給する。また、世帯の状況、生計費の地域・格等により不足する場合があることから、円滑な訓練受講に資するために、単身者については、月額5万円、同居の配偶者又は父母等を有する場合については、月額10万円の融資も行う。 ・認定職業訓練を行う実施機関に対し、訓練コースに応じ訓練奨励金の支給を行う(基礎コース月額6万円/人、実践コース月額5万円/人)。また、実践コースについては、訓練実績に応じ、1人当たり月額1~2万円を付加して支給を行う。 【施策目標達成への寄与の内容】 ①雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保すること。 ②職業訓練受講期間中、給付金を支給することにより、求職者の生活を支援し、職業訓練の受講を容易にすること。 ③上記①、②とともに、公共職業安定所におけるきめ細やかな就職支援により、求職者の早期の就職を支援すること。 により、求職者支援訓練における、訓練修了3か月後の就職率について、基礎コースで55%、実践コースで60%という目標の達成に寄与する。	

\*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

## (厚生労働省27(VI-5-1))

施策目標名	ひとり親家	庭の自立の	ための総合的	内な支援を図ること(施賃	策目標VI-5	i—1)				担当 部局名	雇用均等·児童家庭局家庭福祉課	作成責任者名	家庭福祉課長 大隈俊弥		
施策の概要		子育で・生活 )自立支援の		業支援策、養育費の確 ている。	保策、経済的	内支援策とに	いった総合的	力な施策を実	施して、ひと	政策体系上の位置づけ					
		区分		23年度 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	要求額		関係部分(概要・記載箇所)				
	7 /m o.ll	当初-	予算(a)	185,504,833 185,638,346	6 192,079,330	187,831,273	183,701,757	7		###:_ 55 Pr_1, 7 .	少子化社会対策大綱(閣議決定予	平成27年3月中予定	平成27年3月中の閣議決定を踏まえ記載予定		
	予算の状 況		予算(b)	0 (	0 0	(	) –			施策に関係する内閣の重要施策(施	定)				
施策の予算額・執行額	(千円)		し等© 、	0 (	0 0	(	) –			政方針演説等のう					
	-	合計(d 執行額(千円、	=a+b+c)	185,504,833 185,638,344 177,423,242 178,045,288		187,831,273	183,701,757	/		ち主なもの)					
		M11 版(117)、 1.行率(%、e/	•	95.6% 95.9%						-					
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	「就業支援 さらに、「子 困対策を網	策」、③「養剤・どもの貧困。 会的に推進	育費確保策」 対策の推進に するため、「	、④「経済的支援策」の	4本柱により 年法律第64 <del>5</del> る大綱(平成	、総合的な 号)において 26年8月29	自立支援を 、ひとり親家	行っている。 R庭の貧困に	対応する支持		基づき、①「子育て・生活支援策」、② られており、同法に基づき、子どもの貧	政策評価実施予定 時期(評価予定表)	24 25 26 27 28 O		
測定指標	基準値	,	目標値				度ごとの目 度ごとの実				御史投稿の海史理由:	D.70日増結(水準。F	標年度)の設定の根拠		
(定量的)	李华旭	基準年度	山本旧	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		州た旧僚い起た生田。	火い口保証(小牛・)	17条千氏/の政化の収定		
,自立支援教育訓練給付金事業の		平成20年	100%	平成31年度	-	-	100%	100% (検討中)	100% (検討中)		とは父子家庭の父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取				
ま施自治体の割合	88.7%	度	(検討中)	(検討中)	91.6%	93.3%	集計中			「組を支援し、母子家庭   <b>&gt;少子化社会対策大</b>	E及び父子家庭の自立の促進を図るた <b>網の閣議決定が間に合えば配載ぶり</b>	め、当該測定指標とそ <b>を修正予定。</b>	の目標値を設定した。		
。高等職業訓練促進給付金等事業		平成20年	100%	平成31年度	-	-	100%	100% (検討中)	100% (検討中)			資格取得に係る養成訓	練の受講期間中に給付金を支給することにより、生活の負担		
2 の実施自治体数の割合	74.3%	度	(検討中)	(検討中)	91.2%	92.8%	集計中				á該測定指標とその目標値を設定した。 <b>綱の閣議決定が間に合えば記載ぶり</b>	を修正予定。			
3 母子・父子自立支援員の配置数	1,644人	平成25年	前年度以	毎年度	1,601人以	1,622人以 上	1,644人以	前年度以上	前年度以上	母子家庭及び父子家白立支援員の配置を	庭の相談に応じ、その自立に必要な情 進めることにより、母子家庭及び父子3	報提供及び指導や、野家庭の自立のための終	職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う母子・父子 合的な支援の充実が図れるため、当該測定指標とその目標		
- VI DIAMANDEM	.,	度	上	7.0	1,622人	1,644人	集計中			値を設定した。	~		The second secon		
	1	<del>.</del>			1,022/	1,044/	未加工								
養育費相談支援センターへの相談	7.973件	平成25年	前年度以	毎年度	6,729件以 上	8,199件以 上	7,973件以 上	前年度以上	前年度以 上	る民法一部改正法に	を増やすことにより、相談による支援が推進され、養育費確保の促進につながること、また、平成24年4月より施行され において、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、子の監護費用や面会交流が明示されたことか				
+ 件数		度	上		8,199件	7,973件	集計中			<b>当該測定指標とその</b>	D目標値を設定した。				
測定指標	,		施策の	の進捗状況	(目標)			測定場種の選定理由	B7【日檀値(水準・B	目標年度)の設定の根拠					
(定性的)	目標年度		施策(	の進捗状況	記(実績)	1		<b>网及10</b> 承少超足性国	へい 日本庫(小牛・)	a int I for a service on the for					
								<b></b>							
	(参考)測定	指標			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度						
					I	1	1	1	l	ı					

達成手段		補正後予算額(執行額)		間泊する		
(開始年度)				関連する 指標番号	達成手段の概要等	平成27年行政事業レビュー事業番号
(1) 児童扶養手当 (昭和36年度)	1772.5億 円 (1692億円)	1736.1億 円 (-億円)	1717.9億 円	_	離婚によるひとり親世帯等、児童(障害児の場合は20歳未満)を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者に対して児童扶養手当を支給することにより、ひとり親世帯の生活の安定と自立の促進を図る。	
(2) 母子家庭等対策総合支援事業 (平成15年度)	97億円 (94億円)	91億円 (- 億円)	74億円	1, 2	・雇用保険の受給資格のない母子家庭の母又は父子家庭の父が、教育訓練講座を受講し、修了した場合に、その経費の一部(受講料の2割相当額(上限10万円)を支給する「自立支援教育訓練給付金事業」を実施。 ・看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するため、養成機関に通う際の生活費の負担軽減を図る「高等職業訓練促進給付金事業」を実施。 これらの事業を実施することにより、母子家庭の母及び父子家庭の父の自立の促進を図る。	
(3)養育費確保支援事業委託費	0.6億円 (0.5億円)		0.6億円	4	母子家庭等に対する養育費相談を実施するとともに、養育費専門相談員等を対象とした養育費に関する研修の実施、養育費に関する情報提供等を実施することにより、母子家庭等の養育費の確保を促進する。	
(4) 母子父子寡婦福祉貸付金 (4) (昭和28年度)	50億円 (27億円)	50億円 (- 億円)	44億円	_	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、生活に必要な資金やその扶養している児童の修学に必要な資金等について貸付を実施することにより、母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてこれらの児童等の福祉を増進する。	
(5) 母子家庭等自立支援対策費	0.03億円 (0.01億円)		0.8億円	3	母子家庭等の自立支援の推進に必要な会議、検討会、研修会等の開催や調査研究を行うことにより、母子家庭等対策の推進を図る。	
(6) 母子家庭等自立促進基盤事業 (平成27年度)			0.09億円	-	母子・父子福祉団体等の民間団体が行うひとり親家庭への支援活動を支援することにより、ひとり親家庭の自立支援を推進する。	